

▲官製談合防止
法違反の経過

▲報告書の本文

元区議会議員と元職員による官製談合防止法違反 再発防止検討報告書の概要

令和6年1月に発覚した本区における官製談合防止法違反事件につきましては、区民の皆様にも多大なご迷惑とご心配をおかけするとともに、区政に対する信頼を損ねる結果を招いたことを深くお詫び申し上げます。

区では再発防止に向けて、庁内に「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置するとともに、公正・中立な立場から専門家のご意見をうかがうため、「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、対応を検討してまいりました。

この度、これまでの調査内容や検討内容、有識者会議からの意見などを踏まえ、再発防止検討報告書として取りまとめましたので、その概要をお知らせします。

今後は、「再発防止策」の内容に沿った取り組みを着実に実行することにより、全ての職員が二度と不祥事を起こさないという強い決意のもと、全庁を挙げて再発防止に取り組んでまいります。加えて、区民の皆様とのより一層の信頼構築を目指し、新しい組織風土を築く改革として、組織とのつながりの深化や職員間のコミュニケーションの活性化などを通じ、区民サービスの向上に資する組織変革に取り組んでまいります。

検討を通して整理した課題と今後の対応		
区 分	主 な 課 題	主 な 再 発 防 止 策
議員や利害関係者との関わり方に関すること	- 議員や業者・業界団体などの利害関係者との対応で、先輩管理職や上司等からアドバイスを受けて対処しているが、複数人で対応していない、やり取りを記録していない、手交資料が管理されていないなど、不正発生リスクをはらんだ環境があった - 区民等から職員に対する働きかけや要望、要求等は、記録して上司に報告する規定はあるが、不正抑制機能が十分でない面があった	- 議員等との対応に関する職員の行動基準の策定と周知の徹底 - 対応記録の徹底 - 執務入室基準の策定 - 相談体制の強化
職員倫理に関すること	- 部課長、係長などの立場の職員が、結果として秘密情報を漏らし、綱紀保持に対する自覚、談合等の不正行為への関与の重大性の認識が不十分 「千代田区職員コンプライアンス・ガイドライン」や職員対象の研修において、官製談合防止に関する内容は一部にとどまっている - 上司や部下との間や職員同士で、コンプライアンス上の懸念について率直に意見交換できる健全な職場環境が構築できていない - 公益通報制度が活用された例は多いとはいえ、その役割を十分に発揮できていない	- 研修等による再発防止策 - コンプライアンス・ガイドラインの改訂および周知 - 多面的評価(フィードバック)の実施 - 談合等不正行為防止強化月間の設置 - 職員間の緊密なコミュニケーションの確保 「職員等公益通報制度」の有効活用に向けた制度の充実、周知の徹底
契約に関すること	- 工事入札において「優先業種」登録を要件とすることや、総合評価方式において災害対策の協力会への参加を地域貢献の評価対象とすることが、本来の目的から外れて業者間の情報交換を容易にするために使われ、事件の温床となった可能性がある - 最低制限価格を事後も非公表としてきたことで、透明性に欠ける面があった - 契約課職員の綱紀保持については、伝達、口頭注意にとどまっていた	- 優先業種登録制度や総合評価方式の地域貢献評価項目の見直し - 最低制限価格の事後公表 - 入札情報の適正な取り扱いの徹底 - 入札参加資格指名停止措置要件の厳格化 - 談合情報取扱要綱の改正



※契約制度等の詳細は区のHPをご覧ください

「有識者意見の要旨」からの抜粋

本事件の要因としては、まず、談合などの不正行為への関与について、幹部職員側に事の重大性に関する認識が希薄であったこと、組織のガバナンスの脆弱性や区議会議員との関係を規律するルールが曖昧であることなどが挙げられる。

管理職の中に、円滑な議会对応に腐心するあまり、議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないという心理が働き、これが事件を助長した一つであると言えるのではないかと^{あつれき}。また、中には議員に対して忠実に求めに応じることばかりに注力する者もあり、これが議員の職員に対する優位的な関係を生み毅然とした対応を難しくさせている。加えて、議員との対応については、管理職個人の判断に任されており、区組織の規模の小ささも相まって、職員と議員との距離が極めて近い関係となっている。これはもとより利点でもあるが、本件を見ると、元職員においても、元議員とのやり取りを重ねながら、不適切な関係が発展していったとの印象がある。緊密な関係は、自身の人事上の取り計らいを議員に嘆願したり、本事件の発覚について、別の議会関係者に相談をしたりする本人の行動からも窺える^{うかが}。

(略)

職員は、議員との関係において、区民の代表である区議会議員の要望や提言について、真摯に受け止める必要はあるが、それが法令に反する場合や制度上対応できない場合などの不正な働きかけには毅然とした対応をとらなければならないことを決して忘れてはならない。

一方、議員も、その地位や権能などを踏まえた上で、区政運営の両輪として、行政との関係性を保持していくことが重要と考えられる。区が実施した職員アンケートでは、職員側の認識として、議員からのハラスメントや圧力などを訴える意見が多数寄せられている。議員側においても、それらの声に耳を傾け議会として再発防止策を講じていくことが求められていると考えられる。

職員アンケートの概要

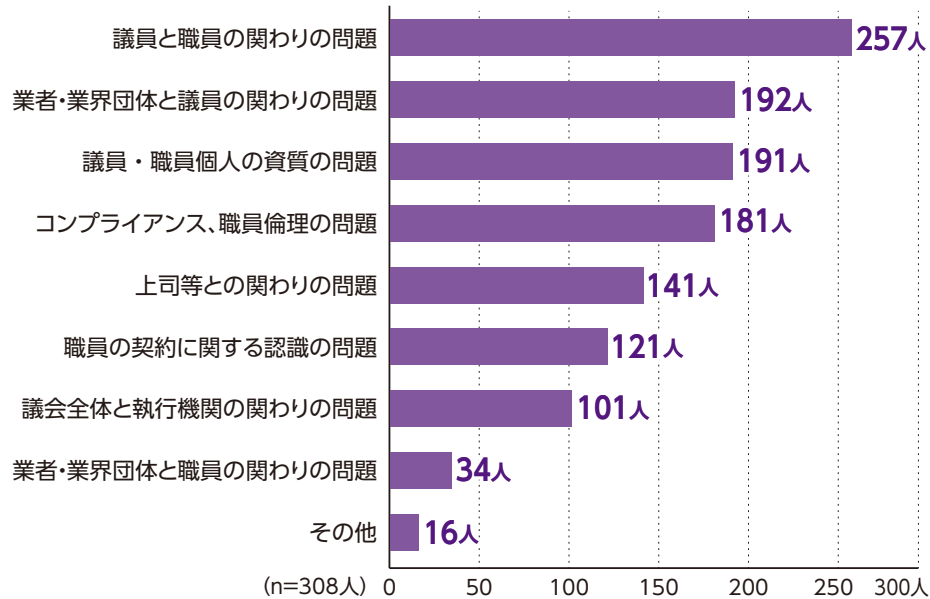
日常、議会や業者等と対応している管理職および係長級(課長補佐級を含む)を対象に、事件発生に至る背景や組織の現状を把握し、今後の再発防止策の検討に活かすため、以下のとおりアンケート調査を行いました。

調査期間	令和6年2月19日～2月29日	回答率	95.4%(回答者数308名)
調査方法	記名式	・管理職員	100%(回答者数74名／職員74名<部長級22名、課長級52名>)
調査対象者	323名	・課長補佐級職員	95.8%(回答者数69名／職員72名)
		・係長級職員	93.2%(回答者数165名／職員177名)

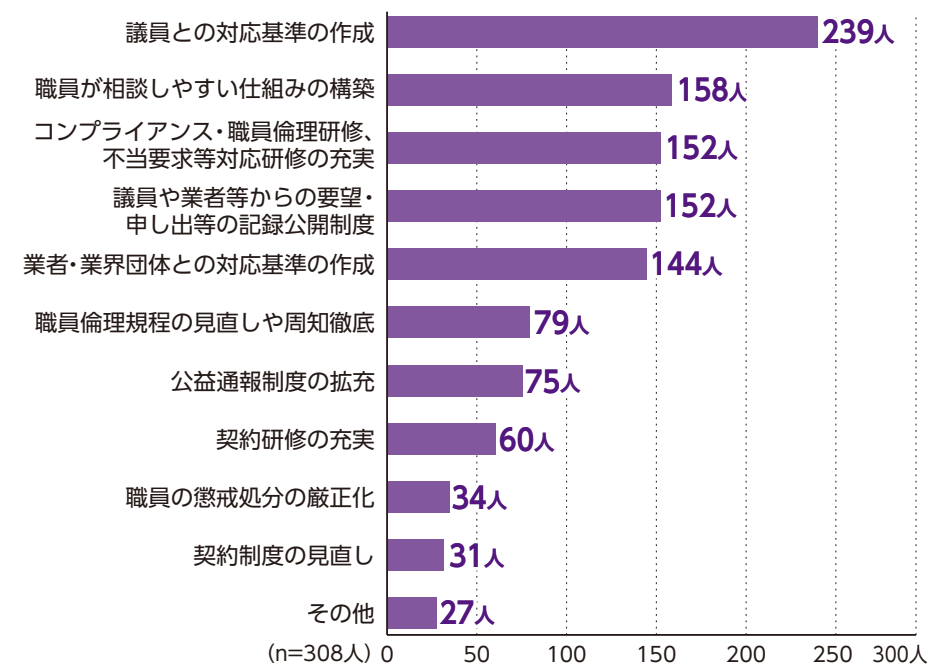


▲アンケートの本文

今回の事件の認識



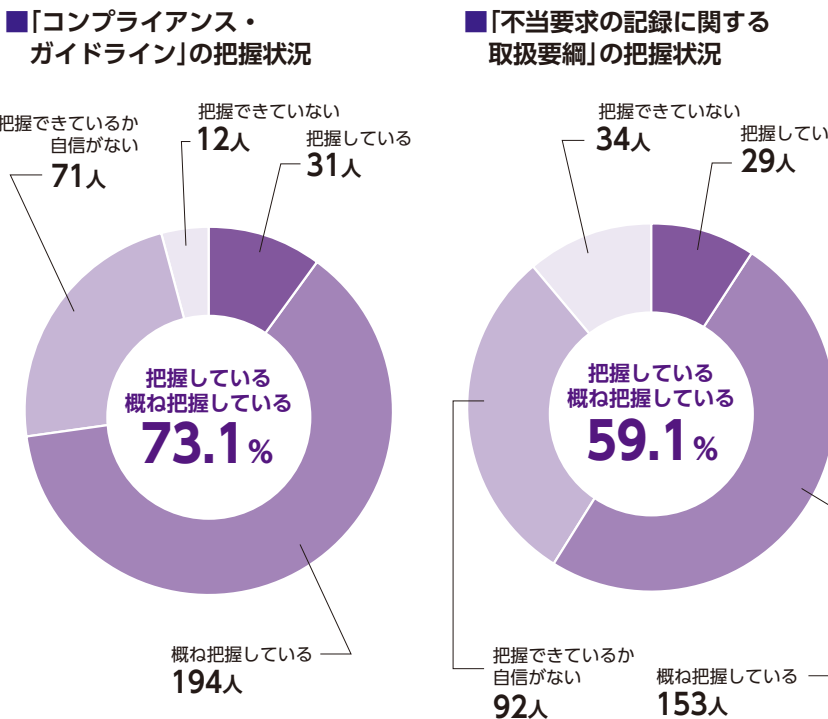
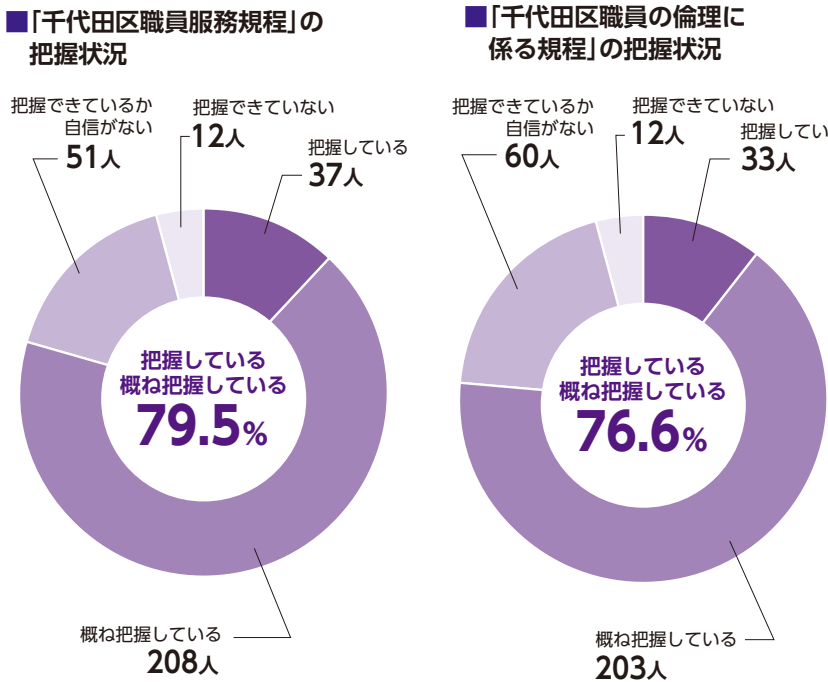
必要な再発防止策



今回の事件について(アンケート報告書[3(9)自由意見]の抜粋)

- ・執行機関は対策をとる必要があるが、議会も職員へのパワハラ体質が土壤になっていることを理解し、対策をとってほしい
- ・きちんと膿を出さなければ、また起きる
- ・議会と執行機関との信頼関係がねじれていた時期の行為であり、政治的な要素が多く詰まっている事件だと思う。相互に契約情報の漏えいが悪事だと感じずに自らの体裁を維持するために発生したのではないかと推測する
- ・議員と職員の双方で、本事件の事実と問題点を確認・共有するとともに、再発防止に向けて、慣れあいにならず常に意識する環境を作っていく必要がある

職員のコンプライアンス



「把握している」、「概ね把握している」と回答した人数が180～240名程度(60～80%程度)であるものの、いずれも明確に「把握している」と回答した人数は30～40名程度(10～12%程度)にとどまる。実際に運用するにあたって求められる行動が意識できるかどうかについて、今後確認する必要がある。

弁護士によるヒアリングの実施状況

本件事件に関係した職員やアンケートから抽出した職員等に対して、令和6年1月～6月にかけてヒアリング調査を行いました。起訴・書類送検の対象となった元職員らは、ヒアリングの中で起訴・書類送検の対象となった行為を認めました。ヒアリングや関係資料を精査した結果、本件事件に関し、その他の者が具体的に関与したと認めうる事実は確認できませんでした。

起訴・書類送検の対象となった事件以外の入札・契約情報に関する秘密情報の漏えいについて併せて調査を行った結果、令和2年度以前については、具体的な事実を特定するまでには至りませんでしたが、令和3年度以降については、新たに元職員による1件の秘密情報の漏えいが発覚しました。

区の対応状況

令和6年6月5日、事件に関係した職員2名に対し、地方公務員法に基づき、懲戒処分を行うとともに、区が事実関係を調査した結果、懲戒処分相当の行為が明らかとなった元職員2名からは、処分相当額の給与の自主返納の申し出がありました。

なお、有罪判決が確定した元職員については、司法の判断を踏まえ、今後必要な対応を行います。

また、官製談合防止法違反で元職員が有罪判決を受けたこと等により、区民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、また、区政に対する信頼を損ねる結果を招いたこと等を踏まえ、区長の給料の額を2割、第1順位の副区長の給料の額を1割、それぞれ1か月の間、減額する条例を令和6年第2回区議会定例会に提案し、可決されました。